

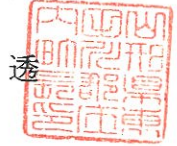
庄内町公告第 35 号

次の書類は、その送達を受けるべき者に送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達する。

なお、送達すべき当該書類は、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 28 日

庄内町長 富 樫



1 送達すべき書類

令和 8 年度町県民税・森林環境税第 2 期 督促状

2 送達を受けるべき者の氏名及び最終確認住所

氏 名 別紙のとおり

最終確認住所 別紙のとおり

3 保管場所

庄内町役場税務町民課

公示送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
山形県東田川郡庄内町狩川字玉坂 4 6 番地 1	ALMACIN JULIETA CABUGASON
山形県東田川郡庄内町狩川字玉坂 4 6 番地 1	SALIMBOT MARIA FE SAMBILAD
山形県東田川郡庄内町余目字猿田 9 2 番地 1 3	SAID ABDUL PAI
山形県東田川郡庄内町狩川字古楯 7 8 番地 2	RODRIGUEZ REIZEL NEROSA